

繊維製品の新しい洗濯表示はご覧になりましたか？

— 平成 28 年 12 月 1 日より表示が変更 —

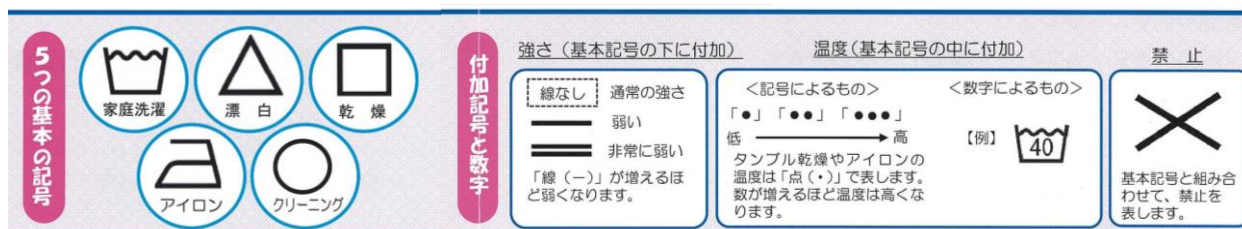
皆さんが製品の内容を知りたいとき、パンフレットであったり、製品の包装やラベル等であったり、様々な表示によって記されたものから情報を得て、製品を選んだり、取扱ったりしています。食料品、電化製品、生活日用品など商品には、表示に関するルールがあります。今回は、洗濯表示について改正がされました。

【家庭用品品質表示法と、繊維製品品質表示規定】

家庭用品品質表示法は、消費者が通常使用する家庭用品を対象に商品の品質について事業者が表示すべき事柄や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定され、繊維製品については、同法に基づき、繊維製品品質表示規定において規定されています。

繊維製品の洗濯表示は、これまでの JIS 規格から新しい JIS にならったものに変更されました。

- ① 記号のデザインが新しくなりました。世界共通で使用されている国際規格の記号と同じになり、日本語は記載されません。
- ② 記号の種類が増えました。これまでの取り扱い絵表示になかった記号が追加され、より細かくなります。
- ③ 表示は取り扱い方の上限を表しています。表示より高い温度での洗濯やアイロンがけは衣類にダメージを与える可能性があるため、注意しましょう。



【必ずチェック!! 詳しくは、消費者庁のホームページで】

- 衣類等の洗濯表示の変更については、消費者庁が、情報提供を行っています。
消費者庁のホームページで、『洗濯表示』と検索していただくと、詳しい説明をご覧になれますので、ご利用ください。
- 「取り扱い表示」やタグなどは、洗濯や手入れの情報源です。しっかり読みましょう。
衣類の購入時にも「取り扱い表示」を確認して、洗濯の参考にしましょう。
- 「取り扱い表示」を正しく理解して、洗濯の仕方を見直しましょう。
- 平成 28 年 12 月以前に流通している繊維製品は、以前の表示で販売されています。
当面の間は、店頭において新旧の洗濯表示が混在することがあります。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP: 050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎188